

第 17 号議案

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例の件
神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例
神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例（平成 6 年 1 月条例第 35 号）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び
第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第8条関係）

(1) センターの研修室及び実習室の使用料

施設			使用料（1室につき）						
名称	面積の概数 （単位平方メートル）	定員 （単位人）	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後9時まで）	午前・午後 （午前9時から午後5時まで）	午後・夜間 （午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	
研	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
修	304	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

備考 [略]

(2)～(4) [略]

改正前

別表（第8条関係）

(1) センターの研修室及び実習室の使用料

施設			使用料（1室につき）						
名称	面積の概数 （単位平方メートル）	定員 （単位人）	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後9時まで）	午前・午後 （午前9時から午後5時まで）	午後・夜間 （午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	
研	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
修	304	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
室	401	84	45	4,000円	5,300円	4,000円	8,400円	8,400円	11,200円
	402	43	30	2,000円	2,800円	2,000円	4,300円	4,300円	5,700円
	403	52	30	2,400円	3,300円	2,400円	5,200円	5,200円	6,900円
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

(2)～(4) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例第5条第1項の許可を受けている者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

理 由

神戸市立こうべ市民福祉交流センター内の一部の研修室を市の事業実施場所等として転用するに当たり、条例を改正する必要があるため。